

近年、高齢者が家族や施設の職員などの身近な介護者から虐待を受けるケースが増えています。高齢者だけでなく、介護者の皆さんを守るためにも、早期発見・防止が大切です。「大声で高齢者を怒鳴りつける」「夜になっても明かりがつかない」など、様子がおかしいと感じた場合は、市高齢介護課または最寄りの地域包括支援センターへご連絡ください。

サイン、見逃していませんか？ 高齢者虐待の早期発見と防止を

◆虐待の自覚がない場合も

高齢者虐待は、介護者のストレス、経済事情、人間関係など、さまざまな問題が絡み合っ起こっています。高齢者のためになると思ってしまった行為も、状況によっては虐待になるなど、介護者自身も自覚がない場合があります。



◆介護者への支援がポイント

協力者がいないまま、長期にわたる介護を行っている介護者の身体的、精神的な疲れ、過去の人間関係や家庭環境など、さまざまな要因が関連して虐待に繋がっています。「老老介護」も増えている昨今、加害者となつていている介護者に対する支援も必要です。

◆開設しています

高齢者虐待相談窓口（高齢介護課）
▼受け付け（月～金）、8時30分～17時15分
※各地区の包括支援センターについては、高齢介護課へお問い合わせください。

☎ 高齢介護課 (235) 4951



! こんなことが虐待にあたります !

身体的虐待：けがをさせたり、暴力を振るったりすること。外部との接触を断つこと。

心理的虐待：脅しや侮辱、威圧的な態度を取ること、精神的・情緒的な苦痛を与えること。

性的虐待：わいせつな行為をすること、またはさせること。

経済的虐待：本人の了解なしに、お金を使ったり、財産を処分したりすること。正当な理由なく、本人の希望するお金の使用を制限すること。

ネグレクト：意図的かどうかを問わず、必要な介護などの世話を放棄し、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

任期付保育士を募集します

☎ 職員課 (235) 4502

▼任期付保育士（任期原則3年、合格後2年間名簿登録し、欠員の状況に応じ採用）・若十名
▼第1次試験日 12月7日（金）
▼会場 市役所会議室
▼内容 面接試験
▼受験資格
昭和32年4月2日以降生まれの方で、保育士資格を有する方または平成25年3月31日までに取得見込みの方



受験案内の配布および願書の受け付けは、11月15日（木）～30日（金）（平日のみ）に職員課で。なお、同期間中は、市ホームページからもダウンロードできます。

平成25年
1月14日（祝）

成人式・還暦式を開催

☎ 成人式Ⅱ文化スポーツ課 (235) 4797
☎ 還暦式Ⅱ市民活動推進課 (235) 4568

今年度の対象者について、市内在住の方には、はがきで通知します。なお、式典の詳細は本誌12月15日号（予定）でお知らせします。
▼日時 平成25年1月14日（祝）
〈成人式〉11時～12時30分（還暦式）14時～16時30分

▼場所 文化会館
▼対象 〈成人式〉平成4年4月2日～5年4月1日に生まれた方
〈還暦式〉昭和27年4月2日～28年4月1日に生まれた方

特別障害者手当、 障害児福祉手当について

☎ 障害がい福祉課 (235) 4813

◆特別障害者手当

常時介護が必要な、重度の障がい者で、在宅の20歳以上の方に支給される手当です。ただし、施設に入所したときや、継続して3カ月以上入院している場合は資格喪失となります。また、所得制限があります。

▼手当金額 2万6260円

▼対象 ①～⑦の2つ以上に該当

もしくは、同程度に重度な場合
①両眼視力の和が0・04以下
②両耳の聴力レベルが100デシベル以上 ③両上肢の機能に著しい障がいがある ④両下肢の機能に著しい障がいがある ⑤座っていることができない程度の身体機能障がい ⑥日常生活の自立ができない程度の障がいまたは病状 ⑦精神の障がい①～⑥と同程度以上

◆障害児福祉手当

常時介護が必要な、重度の障がい児で、在宅の20歳未満の方に支

給される手当です。ただし、施設に入所したときや、障害年金を受給した場合は資格喪失となります。また、所得制限があります。

▼手当金額 1万4280円

▼対象 ①～⑩のいずれかに該当する場合

①両眼視力の和が0・02以下
②両耳の聴力が補聴器を用いても著しい障がいがある ③両上肢のすべての指を欠く ④両上肢の用を全く廃したもの ⑤両大腿を2分の1以上失ったもの ⑦座っていることができない程度の体幹機能障がい ⑧日常生活の自立ができない程度の障がいまたは病状 ⑨精神の障がい①～⑧と同程度以上 ⑩身体や精神の障がい等が重複する場合①～⑨と同程度以上

※所得制限などの詳細は、市ホームページをご覧ください。